補助金交付までのお手続き

- 「事業認定申請書」による申請 契約※1締結日の30日前まで
 - 受理・審査/事業認定通知(3~4か月程度かかります)
- 事業実施 事業認定申請日の翌日以降
 - ・契約締結(建物賃貸借、工事、または取得)・対象雇用者の名古屋市内への住民登録の移転
 - 本市への本店登記の移転 ・機器等購入(発注)
 - 備品等の移動、運搬

事業完了(事業所の開設)



- 「交付申請兼実績報告書」による申請^{※2}事業所開設日の属する年度の翌年度の4月1日~同月30日
 - 受理·審査·検査/現地確認/交付決定兼補助金額確定通知(3~4か月程度かかります)
- 「交付請求書」による請求※2 交付決定兼補助金額確定通知日の翌日以降
- 補助金交付*2*3
- ※2 賃借型については、最長4回(4年)交付申請兼実績報告書を提出いただく必要があり、交付年度ごとに上記④~⑥の手続きを行います。
- ※3 前年度に支払いが完了した補助対象経費(2年目以降は建物賃借料のみ)を翌年度に補助金として交付します。

補助金情報

補助金	補助対象経費	補助率・補助限度額	その他
企業進出促進補助金 ICT企業、外資系企業、スタートアップ企業、 グロース企業が初めて名古屋市内に事業所(オ フィス)を開設する場合	事業所(オフィス) の賃借料の最大12 か月分	・補助率50% ・最大1000万円	本店登記移転加算 (100万円)
産業立地強化促進補助金 名古屋市内に本社オフィス・オフィス・工場・ 研究施設を新増設する場合	対象施設(建物)に かかる固定資産税・ 都市計画税の課税標 準額	・補助率10% ・最大5億円	名古屋市内に50年 以上本社がある企業 が本社オフィスの新 増設を行う場合は補 助率20%

※詳しくはウェブサイト「名古屋ビジネス進出サポートサイト」をご覧ください。

お問い合わせ先

名古屋市 経済局 イノベーション推進部 産業立地交流課 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号(名古屋市役所本庁舎5階)

\$\ 052-972-2423 FAX:052-972-4135 MAIL:a2423@keizai.city.nagoya.lg.jp

名古屋ビジネス 進出サポートサイト https://nagoya-potential.jp





本社機能等立地促進補助金制度のご案内

名古屋市では、名古屋市内に本社機能等を移転又は新たに開設 する企業に対して、その事業に要する経費の一部を助成します。

補助金額:

^最10億円

雇用加算:

景100万円/人

申請期限		■賃借型 建物の賃貸借契約締結日の30日前まで ■所有型 建築工事契約の締結日の30日前まで または建物の売買契約締結日の30日前まで		
対象企業		全 業 種 (法人格取得後、5年以上の企業が対象となります。)		
本社機能等	事務所	調査及び企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門 その他管理業務部門(総務・経理・人事)、情報サービス事業部門		
	研究施設	研究開発において重要な役割を担うもの		

東京23区内からの移転型

その他地域からの移転型

(ただし愛知県・岐阜県・三重県内に本店登記を有する企業は除く。)

申請期限		建物の賃貸借契約締結日の30日前まで	建築工事契約の締結日の30日前まで、 または建物の売買契約締結日の30日前まで	建物の賃貸借契約締結日の30日前まで	建築工事契約の締結日の30日前まで、 または建物の売買契約締結日の30日前まで	申請期限	
度 -	本店登記加算	本市内に本店登記を移転した場合(交付申請日までに完了していること): 500万円		本市内に本店登記を移転した場合(交付申請日までに完了	していること): 300万円	本店登記加算	
加算制度	雇用加算	補助対象施設で勤務する正規常時雇用者のうち、本社機能等の移転に際し、 東京23区内から本市に住民登録を移転した場合(補助対象施設の開設日の前後60日以内) ^{※6} : 1人あたり100万円を加算		補助対象施設で勤務する正規常時雇用者のうち、本社機能等の移転に際し、 名古屋市外から本市に住民登録を移転した場合(補助対象施設の開設日の前後60日以内) ^{※6} : 1人あたり50万円を加算		雇用加算	加算制度
補助限度額 ^{※5}		1億円 (1社あたりの総額)	10億円 (1社あたりの総額)	5千万円 (1社あたりの総額)	5億円 (1社あたりの総額)	補助限度額※5	
補助率		種別経費①×50% ^{※4} 、共通経費×50%	種別経費②×12%、共通経費×50%	種別経費①×50% ^{※4} 、共通経費×20%	種別経費②×10%、共通経費×20%	補助率	
対象経費	共通経費	③機械設備・什器備品購入費(消費税を除く取得額が50万円以上であること。リース契約及び賃貸借による場合は、対象外。各種ソフトウェアを含む。) ④移転に係る運搬費(法人の移転に係る直接的経費のみ、段階的に移転する場合は、1回目の移転の日から6ヶ月以内で、同一年度内であれば補助対象とする。)⑤その他移転に係る事務経費として市長が認めるもの				共通経費	対象経費
補助	種別経費 ^{※3}	① 建物賃借料 (36ヶ月分)	②建物建築工事費、または建物取得費	①建物賃借料(36ヶ月分)	②建物建築工事費、または建物取得費	種別経費 ^{※3}	補助
	その他の要件等	(1)本社機能等の移転を公表すること (2)申請者が自ら単独で使用する施設であること (3)所有型の場合は、申請者が自ら所有する施設であること (4)店舗や住居等を申請する施設内に有しないこと (5)本市の他の補助制度の交付対象となっていないこと (6)事業認定申請日から3年以内に補助対象施設を開設すること (7)面積要件の延床面積は、補助対象施設の床面積のみで満たすものであること				その他の 要件等	
	創業	創業後、5年以上経過していること(法人資格取得後)		創業後、5年以上経過していること(法人資格取得後)		創業	
補助要件	投資額	要件なし	補助対象施設に係る投資額が 中小企業の場合:1億円以上、 大企業の場合:5億円以上	要件なし	補助対象施設に係る投資額が 中小企業の場合:1億円以上、 大企業の場合:5億円以上	投資額	件
	雇用	ただし、上記の正規常時雇用者は次の(1)、または(2)の(1)3分の1以上が新たに本市内に住民登録する者であ(2)3分の2以上が新たに愛知県内の自治体に住民登録	ること			雇用	補助要
		補助対象施設に勤務する 正規常時雇用者数15人以上 (大企業の場合は、30人以上) 補助対象施設に勤務する 正規常時雇用者数30人以上 (大企業の場合は、50人以上)					
	名古屋市内に移転、 または新たに開設 する予定の補助 対象施設の面積	(事務室、会議室、研究室、役員室など本社機能等業務に供する延床面積の合計で、		延床面積が200㎡以上(大企業の場合は、300㎡以上) (事務室、会議室、研究室、役員室など本社機能等業務に供する延床面積の合計で、 それ以外の部分は含まないものとする。)		名古屋市内に移転、 または新たに開設 する予定の補助 対象施設の面積	
種	i別 ^{※2}	賃借型	所有型	賃借型	所有型	種別 ^{※2}	
補助対象産業分野		全業種		全業種		補助対象産業分野	
進	:出形態 ^{※1}	事務所・研究所(工場及び工場併設の場合は対象外)であって本社機能等を有すること(本社機能等とは、以下の区分に該当する機能を有するものをいう。) (1)企業全体を統括する意思決定機関(本社) (2)全社的な業務を担当する部署として位置づけられた調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門(総務・経理・人事)、情報サービス事業部門 (3)研究施設(事業者による研究開発において重要な役割を担うものに限る。)				進出形態 ^{※1}	

^{※1:}店舗や住居のほか、工場・倉庫・サービス事業所など本社機能等業務以外の事業を行う施設を含む場合は、原則本補助制度の対象となりません。なお、本社機能等業務とそれ以 外の業務等で共用する部分がある場合、その主な利用が本社機能等業務であれば補助対象に含みます。

※5:ただし、加算分については、補助限度額から除きます。

※6:正規常時雇用者とは、事業所に勤務する労働者で雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する一般被保険者(短時間労働被保険者を除く)である者をいいます。

- ●本補助制度で定義する中小企業者とは、中小企業基本法で定められている範囲で、それ以外は、大企業者となります。
- ●補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度から、5年以内に補助対象の事業所を休・廃止した場合などには、交付決定を取り消し、既に交付した補助金を返還していただく
- ●その他、本補助金の詳細は名古屋市本社機能等立地促進補助金交付要綱等によります。

^{※2:}賃借型と所有型の併用はできません。

^{※3:}所有型については土地の購入費、造成費、建物の改修費、撤去費は対象外となります。 ※4:賃借型の場合は、事業認定通知書に記載される補助金交付申請期間の属する年度を初年度とし、最長4年間にわたり補助金(2年目以降は建物賃借料のみ)を交付します。この 場合、年度毎に補助金の交付申請が必要です。